

佐紀部事務所建替予定箇所の事前調査

当庁では、1都2府30県にわたって所在する陵墓を五つの陵墓監区に分けて管理しているが、各監区では、管轄する陵墓をさらに地域ごとに3～13の部に分け、管理業務に当たっている。関西に事務所を置く4監区管下の各部の事務所については、軒並み築30年以上が経過していることもあり、平成19年度以降、職場環境の改善を主眼においた建替を順次行いつつある。本誌においても、これまでに、その建替工事に伴う立会調査や建替候補地の事前調査の成果を報告してきたところである⁽¹⁾。

今回事前調査の対象となった畝傍陵墓監区の佐紀部は、奈良県内のうち奈良市西部と大和郡山市に所在する8陵5墓3参考地を管轄しており、その事務所は、奈良市山陵町の垂仁天皇皇后日葉酢媛命狭木之寺間陵前方部西側渡土堤上に所在している。佐紀部の事務所については、現事務所の位置が原初から存在していたとされる渡土堤上にあたること、特に昭和46年(1971)の現事務所建設時に盾形埴輪をはじめとする多くの埴輪が出土していることがあり⁽²⁾、建替に際しては、その場所を移転させることが前提条件であった。その移転先の第一候補となったのが、狭木之寺間陵の南側、山上八幡神社と称徳天皇高野陵とに挟まれた狭木之寺間陵附属地である(第52・53図)。

当地は、大正10年(1921)に取得したものであるが⁽³⁾、畝傍陵墓監区の職員の間では、奈良盆地北半部を管轄する陵墓監区事務所建設用地として取得したという趣旨の話が語り継がれている。取得時期である大正10年当時、現在の陵墓監区の前身に当たる五つの「陵墓監見廻区域」に「佐紀部在勤陵墓監見廻区域」が設定されていることから⁽⁴⁾、先述の口伝と考え合わせれば、当地は佐紀部在勤陵墓監の勤番所用地として取得されたものであると推測される。

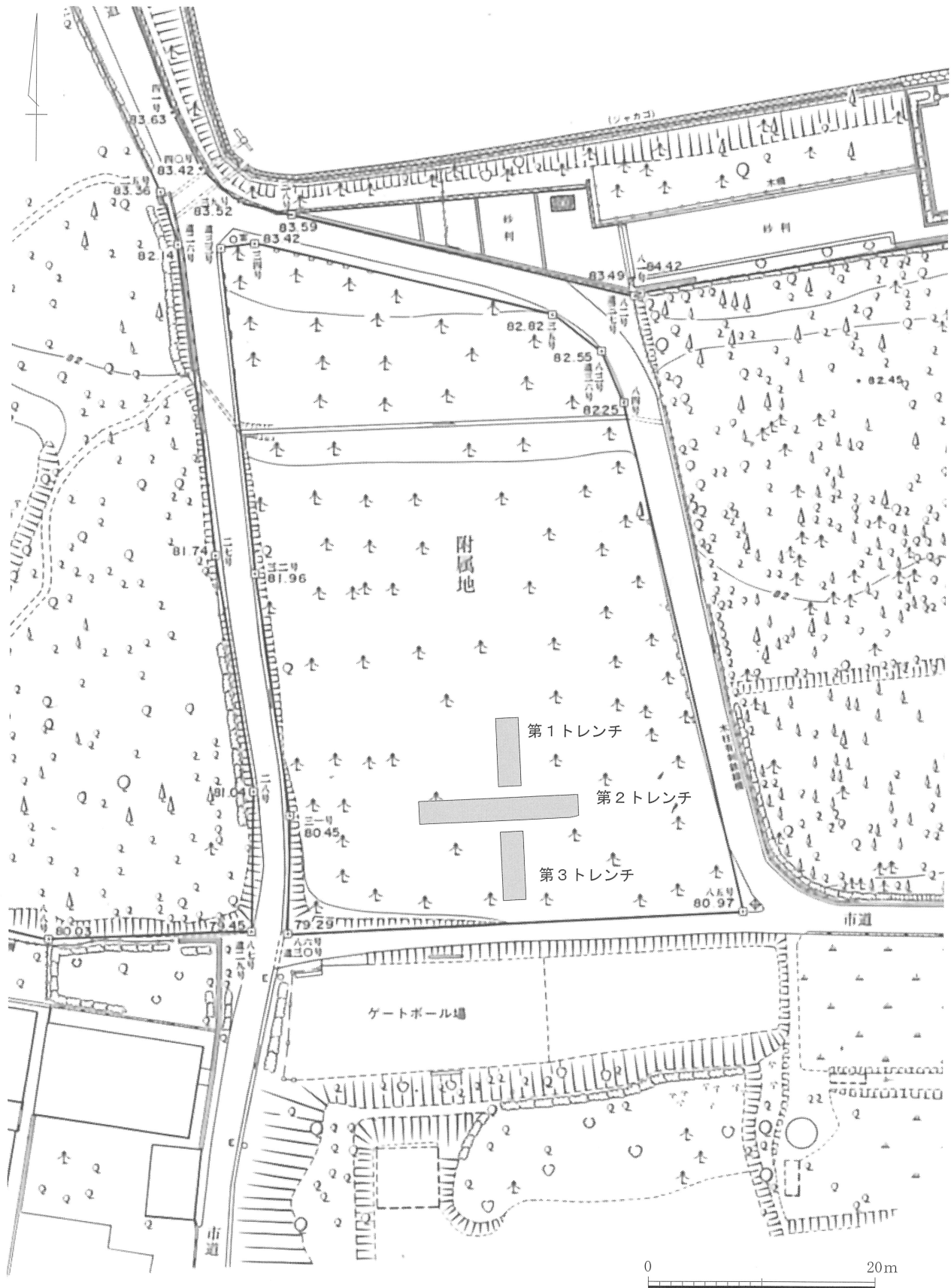
附属地は、取得時には7筆に分かれており、その地目はいずれも田および畦畔であったが⁽⁵⁾、現状では疎林の樹林地となっている。附属地内は、東西方向の水路と2カ所の段差とによって区分される4つの区画が南北に連なっており、水路を南限とする最も北側の区画が緩斜面で、残る3区画は平坦面となっている。北端区画の緩斜面は、その位置から、狭木之寺間陵外堤を崩して形成されているものと考えられる。3つの平坦面は陵墓地形図には現れない0.5～0.6m程度の段差で区画されており、このうち、周辺道路からの進入路を設定しやすい南端の平坦面が建替候補地とされた。奈良県遺跡地図では附属地西側を走る道路付近以西を平城京右京北辺坊、南側を走る道路以南を平城宮北方遺跡の範囲としており⁽⁶⁾、南端の平坦面は、西端が埋蔵文化財包蔵地にかかり、南辺は埋蔵文化財包蔵地に近接していることになる。そのため、当庁では、事前に遺構・遺物の存否を確認することによって、まずは建替用地としての適否の判断、ついで建物の位置および工法の検討に資するためのデータを収集することを目的とした調査を実施することとしたものである。調査期間は、平成26年6月2日から11日までの10日間であった。

掘削は、附属地南端平坦面の中心付近に南北方向2本、東西方向1本の、計3本のトレンチを十字状に設定しておこなった(第53・54図)。南北方向のものうち北側のものを第1トレンチとし、東西方向に横断するトレンチを第2トレンチ、南北方向のものうち南側のものを第3トレンチと呼称した。各トレンチの規模は、第1トレンチがL:6m×W:2m×D:0.3m、第2トレンチがL:6m×W:2m×D:0.3～1.0m、第3トレンチがL:6m×W:2m×D:0.3～0.6mであった。掘削箇所の土層は、その性格から、表土層(I層)、陵墓地として取得されて以降に形成されたと考えられる比較的新しい土層(II層)、取得以前に耕作地であった際の耕土およびそれに関わると考えられる土層(III層)、耕作地化と同時にそれ以前に形成されたと考えられる造成土層(IV層)、耕作地化以前に形成された不整形な落ち込み埋土(V層)、地山層(VI層)の5層に大別される(第54・55図)。

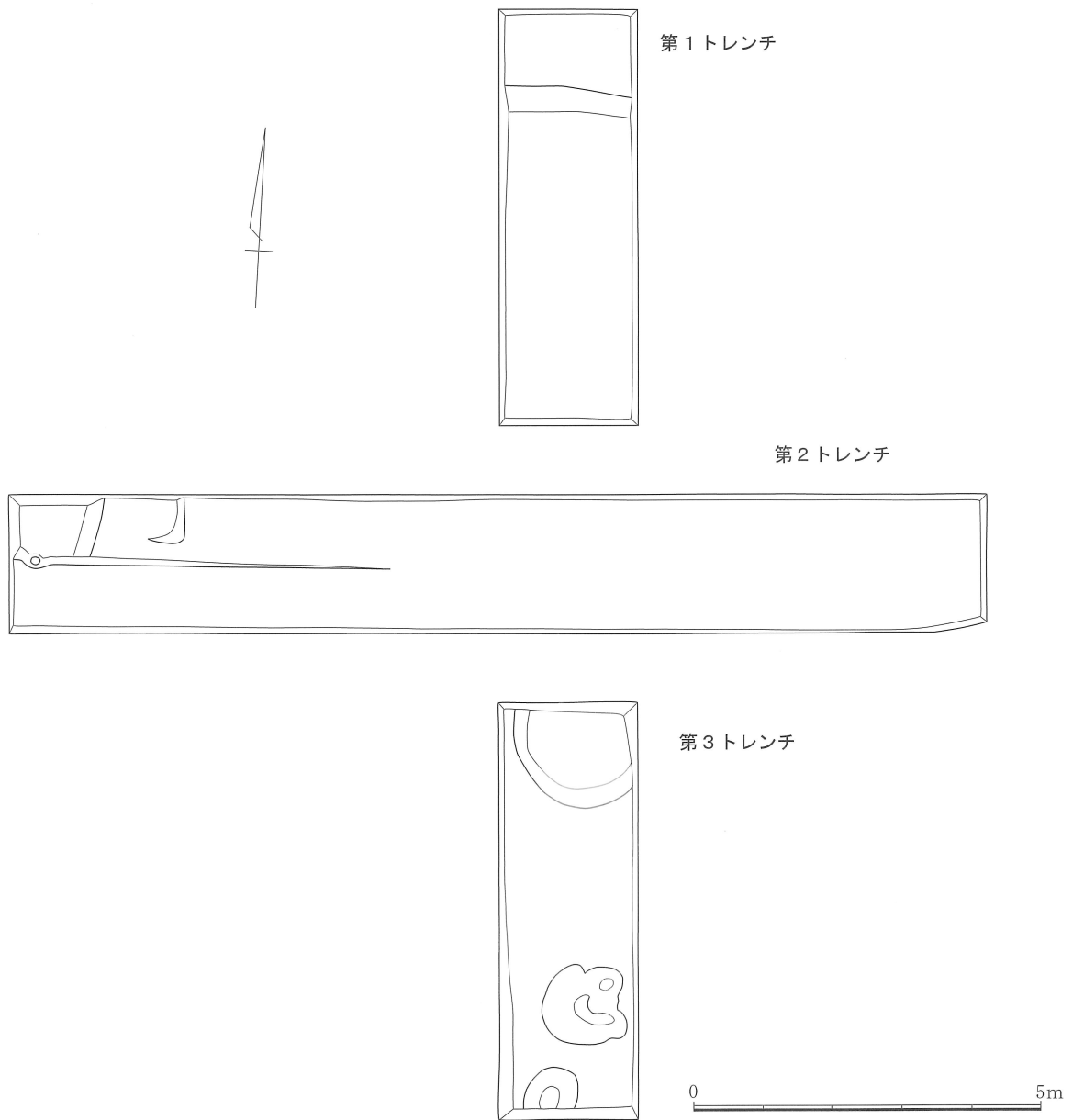
第1トレンチでは、平坦面を区画する段差が地山削り出しによって形成されていることを確認した(図版36-1)。また、VI層直上付近から、江戸時代のすり鉢片が出土しており、平坦面の形成が古代などには遡らないことを示唆しているものと思われる。



第52図 狭木之寺間陵 地形図(1/2,500)



第53図 狭木之寺間陵 掘削箇所位置図(1/500)



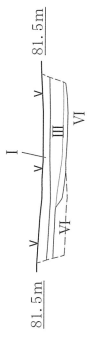
第54図 狭木之寺間陵 トレンチ平面図(1/100)

第2トレンチでは、西端付近で埴輪片などが多く出土したため、北半部を断ち割ってそれらを包含する土層の把握に努めた。その結果、西端付近で埴輪片などを含む土層は、地山の上の黄灰色土層(Ⅳ層)であることを確認した(図版36-2・3)。Ⅳ層に包含される遺物は、埴輪片、縄目タタキ瓦片など、他の土層に比べ古く遡るものを中心としており、その盛土時期は他の箇所 비해相対的に古いものと見なせるが、出土した遺物の端部がいずれも摩滅していることから、遺物の時期まで遡るものでもないと思われる。なお、西端部を断ち割り中にトレンチ中心線上で縦方向の穴が出現した。埋まりきっていないこと、いくつかの方向へ枝分かれしているように観察されたことなどの点から、ごく最近に形成されたモグラの穴かと思われる。

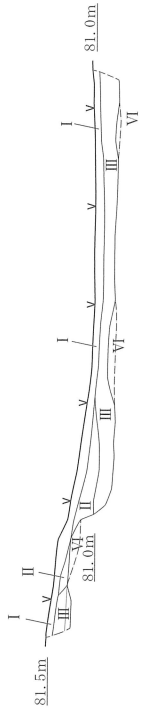
第3トレンチでは、北端で性格不明の土坑を検出した。Ⅲ層を切り込んでおり、比較的近年のものであることが確実である(図版36-4)。また、Ⅵ層上面において土色に変化する箇所2つを確認し掘削したが、いずれも不整形なもので、樹木の株跡かと思われる。

第1トレンチ

北壁

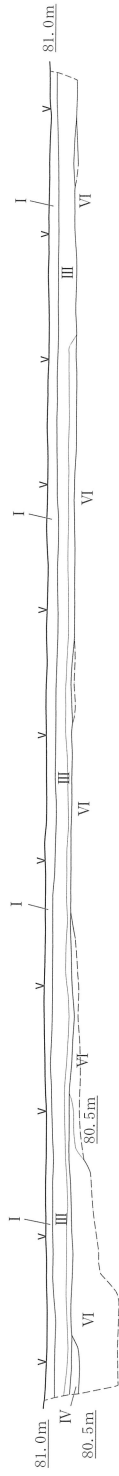


東壁

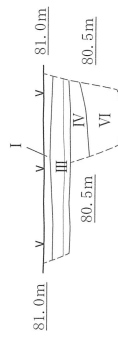


第2トレンチ

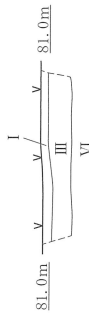
北壁



西壁

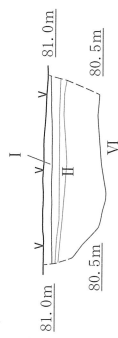


東壁

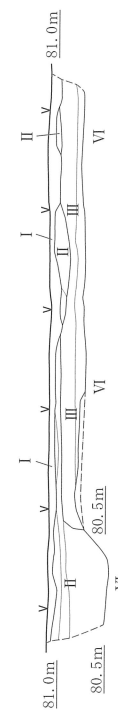


第3トレンチ

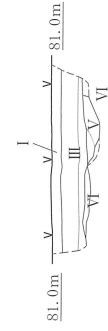
北壁



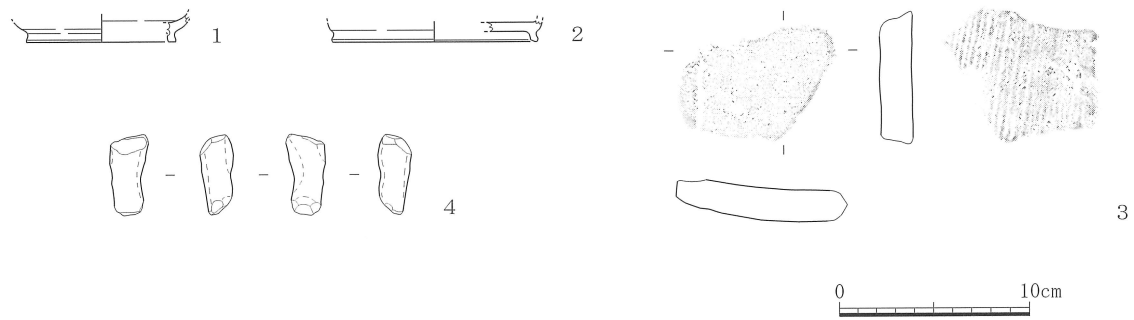
東壁



南壁



第55図 狭木の寺間陵 トレンチ断面図(1/80)



第56図 狭木之寺間陵 出土品実測図(1/4)

出土遺物は総数127点で、埴輪、土師器、須恵器、瓦、陶器、磁器など、古墳時代、古代、近世、近代のものが認められる。いずれも小片、細片であるが、古代のものと思われるものを図化した(第56図)。1・2はいずれも第1トレンチで出土したもので、奈良時代の須恵器の坏である。3は、第2トレンチIV層出土の平瓦で、凹面に布目と綴じ紐痕、凸面に縄目タタキを持つ。4は第3トレンチで出土した不明土製品の破片である。胎土は緻密で、土馬の脚部であろうか。このほかに、図化していないが、長さ9cm、幅3cmほどの断面カマボコ形の棒状の結晶片岩の先端部を丸く加工、あるいは摩滅したものと思われるものがある。当地付近に結晶片岩は分布していないが、狭木之寺間陵に用いられているとのことなので⁽⁷⁾、それを採取し、使用したものかと思われる。なお、今回の調査で出土した埴輪はいずれも野焼き焼成のものである。

今調査では、遺物の出土はあったものの、顕著な遺構の存在は確認されなかった。この結果、佐紀部事務所建設への支障はないとの結論に達したため、来る平成29年度に工事が実施される予定である。

(有馬 伸)

註

- (1) 加藤一郎「深草部改築予定地における埋蔵文化財調査」『書陵部紀要』第60号、宮内庁書陵部、2009年。
 有馬 伸「傍丘部事務所改築工事に伴う立会調査」同上書。
 有馬 伸「長慶天皇 嵯峨東陵嵯峨部事務所改築工事に伴う立会調査」『書陵部紀要』第61号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2010年。
 清喜裕二「後二条天皇 北白河陵神楽岡部事務所改築工事に伴う立会調査」『書陵部紀要』第62号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2011年。
 徳田誠志・加藤一郎「百舌鳥部事務所改築工事箇所の事前調査」『書陵部紀要』第64号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2013年。
 徳田誠志・加藤一郎「百舌鳥部事務所建替工事箇所の立会調査」『書陵部紀要』第65号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2014年。
 土屋隆史「深草部事務所改築工事に伴う事前調査」『書陵部紀要』第66号〔陵墓篇〕、宮内庁書陵部、2015年。
- (2) 平成15年秋に開催した書陵部特別展示会「埴輪Ⅳ」展の番号(4)～(18)、(23)、(25)～(27)がその際の出土品である。
 宮内庁書陵部陵墓課編『出土品展示目録 埴輪Ⅳ』、2003年。
 なお、この件に関しては下記の報告で言及されている。
 笠野 毅「狭木之寺間陵の墳丘外形調査」『書陵部紀要』第43号、宮内庁書陵部、1992年。
- (3) 「奈良県生駒郡平城村所在民有地ヲ狭城盾列池陵外二陵取括地トシテ購入ノ件」『皇室林野局 地籍録』大正10年7(宮内公文書館所蔵、識別番号：11341-1)。
 「成務天皇狭城盾列池陵外二陵地籍確定ノ旨陵墓監へ通牒ノ件」『諸陵寮 陵墓地録』昭和6年2(宮内公文書館所蔵、識別番号：8570-2)。
- (4) 大正6年12月26日宮内省訓令第24号。
 なお佐紀部在勤陵墓監見廻区域は、京都府綴喜郡、同相楽郡、兵庫県武庫郡、同明石郡、同加古郡、奈良県添上郡、同生駒郡、同北葛城郡(新庄村、当麻村を除く)、奈良市の範囲であった(地名は当時)。その後、昭和2年2月1日宮内省訓

令第4号による陵墓管守区域及陵墓監見廻区域の改正によって奈良部在勤陵墓監見廻区域と改称し、京都府下が桃山部在勤陵墓監見廻区域へ、兵庫県下が古市部在勤陵墓監見廻区域へと異動し、替わって畝傍山部在勤陵墓監見廻区域から奈良県山辺郡、磯城郡柳本町・織田村が加えられたが、昭和5年3月10日宮内省訓令第1号による改正で、全区域が畝傍山部在勤陵墓監見廻区域に吸収され、奈良盆地北部を拠点とする陵墓監見廻区域は消滅した。

(5) 註(3)に同じ。

(6) 奈良県教育委員会「奈良県遺跡地図 Web」(<http://www.kashikoken.jp/scripts/RemainsNara.cgi>)

(7) 片岩は、前方部西側の外堤裾と西側くびれ部付近濠中の中島状箇所を確認されている。

福尾正彦「狭木之寺間陵整備工事区域の調査」『書陵部紀要』第38号、宮内庁書陵部、1987年。

福尾正彦・徳田誠志「狭木之寺間陵整備工事区域の調査」『書陵部紀要』第43号、前掲註(2)に同じ。



1 第1トレンチ 全景(南西から)



2 第2トレンチ 全景(東から)



3 第2トレンチ 西端部土層状況(南東から)



4 第3トレンチ 全景(北西から)